総務部
つくば市
-7.9.26
収受
陳情7第13号

2025年9月24日

3058555　茨城県つくば市研究学園1丁目1番地1
つくば市役所本庁舎6階　つくば市議会局議会総務課
陳情受付窓口　ご担当者様

つくば市議会　黒田健祐　議長

吾妻中学校が存在しない団体会費を装い保有している現金の返還および偽装や捏造書類の作成も刑法に触れると学校職員に理解させることを求める陳情書

陳情者　　住所：[redacted]　茨城県つくば市
[redacted]
[redacted]
氏名：[redacted]
連絡先：[redacted]

第1　陳情事項

市政の腐敗を食い止め、市民を守るため、憲法が定める義務教育無償の保障と真に健全な教育環境を守るため、学校教育法が定める学校の独立性とPTAの独立性を守るため、

1. 学校長・教頭・学校事務のPTA加入を原則禁止し、公私混同が発生しないよう徹底する。

2. 法令遵守の徹底が確認されるまでは学校職員による現金預かりおよび直接現金精算などの現金取扱いを全面禁止。

3. 市内校長全員に「学校運営を任されているのはPTAではなく学校長です。PTAの加入状況にかかわらず全ての保護者はあなたの部下ではありません」とハッキリ通告する。

4. 存在しない団体会費として返還逃れを繰り返す為の書類捏造も刑法(虚偽公文書作成罪および同行使罪)に抵触する旨を市内全校全職員に通達する。

5. PTAから学校を拠点とした活動や施設利用許可の申し出があった時点で関係法令の遵守を約束する旨、書面を交わし、保護者の承諾なく生徒をPTAの支配下におく権利も能力も持っていないことの周知徹底。

6. 学校教育法・地方財政法・地方自治法に従わず、公費負担区分の私費精算が学校内で勝手に行われていないか市内全校監査実施。

7. 法令に従うことなく恣意的につくば市が管理不全に陥るように積極的な事務的不作為や違法な会計を画策する校長(刑法233条：偽計業務妨害罪または刑法193条：職権濫用罪)の刑事告発を視野に入れた全校監査実施。

8. 各学校が公費負担区分の私費精算を行っていないか、市または外部監査機関による年1回の監査および指導の徹底。

以上、8件について実施検討をお願い申し上げます。
最低でも過去3年は遡っての監査が望ましいと考えます。

第2　陳情趣旨

社会教育法で行政は、社会教育団体へ専門的技術指導や助言を与える側であり、いかなる方法によっても不当に統制的支配を及ぼし

干渉を与えてはならないと定められているにもかかわらず、つくば市立吾妻中学校においてPTAが学校懇談会を開催し学校徴収金について虚偽説明で保護者を欺き、校長が自身の業務をPTA活動に変えて、自治体が契約も雇用もしていない職員を増やし、出資させながら無償労働させる運営形態を生み出していながら職務としての俸給を得るなど、無法地帯である実態について、先に8月22日付で送付した陳情書(学校運営をPTAから取り戻すため法令や指導に従えない職員の処分と暫定的措置としてPTAの学校に係る活動の停止を求める陳情書)において述べさせていただきました。

その中で含めることができなかった援助費の使途を追いながら、学校職員に現金を扱わせてはならない状況がご理解いただけますよう、説明していきます。

吾妻中学校の援助費は、団体名も会則も不明の「会費」として扱われています(添付証拠1)が[redacted]校長がPTA会費も学校徴収金も区別していないように、実態としては義務教育制度(学校)を利用して虚偽説明することで生徒や保護者をも私物化(勝手に会員扱い)し、実在しない団体会費(添付証拠2)を装うことで、返金逃れを繰り返している現金です。刑法第156条虚偽公文書作成罪および同法第158条偽造公文書行使罪に抵触しています。

しかし、[redacted]つくば市長が回答したように、強制寄附金徴収を誰も認めることができないので、学校徴収金(何処まで行っても生徒に帰属する現金)にしかならない現金です。

生徒も保護者も自治体も欺いて、全員から現金が欲しいという強い意志だけはよく伝わります。

徴収する必要が無いほどの繰越金や、PTAが消費した領収証などを指摘され、部活動(生徒の自主活動)に使われたのだから文句はないだろう？という方針転換を図ったようですが、私人への強制寄付を誰も認めることができないので、その生徒にかかる経費ではない現金寄附を強要できる理由がありません。

令和6年度は残高を減らすために頑張って沢山使ったようですが、使い込んだその現金は、支払う必要がなかったのに過剰徴収してしまった生徒へ返還する現金です。

令和6年度の援助費の使途を一覧で示します。

・野球部

No. 1	茨城県軟式野球部連盟登録料 ※宛名および領収日不記載。	20,000 円
合計		20,000 円

・女子バスケットボール部

No. 2	JBA チーム登録料	8,800 円
No. 23	県南バスケットボール新人選手権大会参加費	3,000 円
No. 48	U15IBA リーグ戦参加費	2,000 円
No. 29or34	毎日・茨城杯大会参加料	5,000 円
合計		18,800 円

・男子バスケットボール部

No. 3	JBA チーム登録	8,800 円
No. 24	県南バスケットボール新人選手権大会参加費	3,000 円
No. 47	U15IBA リーグ戦参加費	2,000 円
No. 29or34	毎日・茨城杯大会参加料	5,000 円
合計		18,800 円

・吹奏楽部

No. 5	指導用キーボード、メトロノーム	110,715 円
No. 6	茨城県吹奏楽連盟県南地区団体参加費	13,330 円
No. 9	茨城県吹奏楽連盟参加費	16,152 円
No. 11	楽器運搬	73,150 円
No. 12	楽器運搬	78,430 円
No. 30	アンサンブルコンテスト　バス代	60,500 円
No. 31	楽器運搬	73,150 円
No. 35	アンサンブルコンテスト　バス代	71,500 円
合計		496,927 円

※部員数 20 人としても 1 人あたり年間 25,000 円程度なので、入部前に検討用の説明文書を配布したり、年間活動経費の負担了承を得てから入部してもらう手順を学校側が恣意的に避けているとしか思えない。

・美術部

No. 7	絵具	2,943 円
No. 21	紙・刷毛・絵具	61,559 円
No. 38	紙	9,600 円
合計		74,102 円

・生徒・保護者への返金

No. 8	2 名(7 か月分)	5,600 円
No. 17	1 名(5 か月分)	2,000 円
No. 39	1 名(負担理由がない事を確認の上、全額返還)	4,800 円
No. 50	1 名(1 か月分)	400 円
合計		12,800 円

・サッカー部

No. 10	茨城県サッカー協会 IFA チーム登録料	1,000 円
No. 10	関東サッカー協会チーム登録料	1,000 円
No. 10	日本サッカー協会機関誌購読料	5,000 円
No. 10	日本サッカー協会 JFA チーム登録料	2,500 円
No. 10	日本サッカー協会システム利用料	176 円
No. 10	サッカーソックス　数量 1	5,280 円
合計		14,956 円

※金額的に 1 足である可能性が低いが起票もいい加減ながら、承認した校長・教頭・学校事務もいい加減。どうでも良い現金として扱われていることがよく分かる。

・男子ソフトテニス部

No. 13	ユニフォーム	81,200 円
No. 19	茎崎運動公園往復バス(市新人戦)	67,500 円
No. 40	稲敷杯参加費	1,000 円
合計		149,700 円

・女子ソフトテニス部

No. 42	稲敷杯参加費	1,000 円
合計		1,000 円

※全生徒は 4,800 円ずつ支払っています。

・男女バレーボール部

No. 4	茨城県バレーボール協会チーム登録料	5,000 円
No. 18	男子用ユニフォーム	92,092 円
No. 27	桜総合体育館往復タクシー(男子県南)	7,200 円
No. 49	県南バレーボール選手権大会(男子)	1,000 円
No. 49	県南バレーボール選手権大会(女子)	2,000 円
合計		107,292 円

・陸上部

No. 20	笠松運動公園往復バス(県新人戦)	194,880 円
No. 28	笠松運動公園往復バス(県南駅伝大会)	96,340 円
No. 37	全日本中学校陸上競技選手権	25,400 円
合計		316,620 円

・パソコン科学部

No. 43	ガラス管×1・T 字管×3	9,635 円
No. 44	マイクロビット×10 セット	89,870 円
合計		99,505 円

※購入数が部員人数と合わない。本当に生徒所有物として購入者に渡したかも不明。

・剣道部

	援助費からの支出なし	0 円
合計		0 円

※全生徒は 4,800 円ずつ支払っています。

・プレコン参加者？

No. 32	タクシー代(12 月 17 日：添付証拠 4)	3,100 円
合計		3,100 円

※つくばスタイル科の令和 6 年度のつくば市プレゼンテーションコンテストは 11 月 22 日(金曜日)につくばカピオで発表会(添付証拠 3)が行われており、コンテスト前の演奏会(吹奏楽部)としても日付が合わない。
※科学フェスティバルもつくばカピオで実施しているが、現地集合現地解散。
※つくばカピオは吾妻中学校から徒歩で 30 分程度の距離。

・PTA または学校経費

No. 22	外に掲げる横断幕(2 名分・PTA または雑費)	48, 642 円
No. 41	思春期保健講座(支払手数料)	10, 000 円
合計		58, 642 円

・学校経費

No. 14	クオカード(薬物乱用防止教室・支払手数料)	3, 000 円
No. 16	クオカード(ようこそ先輩・支払手数料)	51, 000 円
No. 25	クオカード(飲酒防止教室・支払手数料)	3, 000 円
No. 26	オペラ歌手による合唱指導・演奏会(人件費)	194, 980 円
No. 33	クオカード(喫煙防止教室・支払手数料)	3, 000 円
No. 15	除草作業(維持整備費)	149, 950 円
No. 46	フロアワックス(維持整備費)	29, 040 円
No. 45	卒業式花代(式典費)	40, 000 円
No. 36	つくば特別支援学校交流会　バス代	60, 500 円
合計		534, 470 円

※市教委はクオカードによる謝礼を禁止しています。
※公施設の維持修繕に係わる経費の転嫁は禁じられています。

このように、吾妻中学校は年間 100 件も無い会計について適切な管理ができない状態であり、市教委も「校長責任」として一向に監査を実施していません。これだけ証拠がありながら事実確認した上で具体的な事務処理を指導しておらず、つくば市は未成年者(生徒)を守る気がさらさら無い事が分かります。

学校行事である合唱祭へ向けた指導(授業)にも招聘した経費(No. 26)は人件費であり、公費負担区分である事を学び推進課も認めて(添付証拠 5)います。これまで生徒に経費を転嫁できなかった方が正しく、援助費徴収を正当に見せ掛けるための虚偽説明に合唱祭を言い訳にした点について、1 円も領収証が含まれていた事が無いと指摘を受けて、合唱祭のための経費に使った事実を作るために生徒に転嫁したようですが、学校行事であるならば転嫁できない経費であり、修学旅行のような有償課外活動であれば手続きとして教育長の承認が必要ですが、課外活動計画書も存在しませんでした。

そして、特別支援学校との交流に関する経費として60,500円が生徒負担(添付証拠6)となっており、[redacted]校長が「文部科学省が推進している」と説明(添付証拠3)しています。

本当に文部科学省が生徒の自主活動として自腹でインクルーシブ教育システムを構築するよう推進したのか確認しました。文部科学省初等中等教育局特別支援教育課は、インクルーシブ教育システム構築事業が予算化された事業である事を公式ホームページで公開(添付証拠7)していました。

尤もらしく誤認させるために、部分的に事実を用いるのは詐欺の常套手段であり、中でも福祉活動を理由に用いるのはかなり酷い部類であると認識しております。

他の自治体でも学校職員が、PTAなどを介した学校不正会計(PTA活動と称して学校職員に現金供与し公費で清算すべきものを私費精算させる行為)に協力を拒んだ保護者に対して「内申書に影響がある」などと不利益があることをチラつかせて現金を強要する行為が確認されており、議会で答弁させられる事態が既に起きています。

事実であれば、学校職員に現金を渡すか渡さないかで生徒の評価が上下するわけですから、学校はお金が全てを決定する機関です。学校が発行する成績通知や内申書は「利用しやすい保護者かの調査書」でしかないことになるので、職員が生徒に努力放棄を促しているだけです。

そこまで腐っているなら成績証明や内申書に値段を明記して配布すればいいでしょう。その方が生徒も不登校も選択肢の一つとして認識しやすくなり、各々が有意義だと思う過ごし方を考える事が出来ます。

学校が生徒の進路を質に取り現金を要求する機関だとハッキリした立場を取るだけでも職員の業務量は減ります。それが働き方改革だというのなら、義務教育制度の是非について全国民が主権者として答えを出すステップに入れます。

つくば市における不正を有耶無耶にさせる為に無駄に時間をかけたり偽装工作することを校長の主な業務として命じているか、何度指導を受けても本当に理解できない人材ばかりを校長に任用しているか、明らかにしなければならない状況にあるでしょう。

2025年9月12日付けで、小中学生の大会遠征における交通費・宿泊費・器材運搬費の助成について掲載(添付証拠8)されました。少しずつではありますが、解決に向けた僅かな前進が可視化されてきています。

しかし、存在しない団体の会費を装って、疑わない生徒および保護者から現金を徴収し保有している説明は未だされておらず、援助費はPTAとは関係が無いとPTA会長がPTA総会で説明しても、結局PTA会計監査が正当な書類に見せ掛ける不正に加担した事実(添付証拠9)は変わらず、学校職員もPTAも何ら信頼できない状況が変わっていないため、本件陳情を認めるに至りました。

第3　添付証拠書類

計19枚、添付しました。

以上

令和7年度　つくば市立吾妻中学校援助費　予算

証1

1　収入の部

項　目	前年度予算額	本年度予算額	増　減	付　記
会　費	1,315,200	1,368,000	52,800	400円×285人×12か月=1,368,000円
銀行利息	10	0	-10	
繰越金	3,224,292	2,668,778	-555,514	前年度繰越金
補助金	70,000	110,000	40,000	PTAより、校庭草刈り費（シルバー人材）補助
雑収入	0	0	-	
合　計	4,609,502	4,146,778	-462,724	

2　支出の部

項　目	前年度予算額	本年度予算額	差　額	付　記
部活動補助金	450,000	450,000	-	4部活動への補助 部活動登録料　等
環境緑化補助	140,000	180,000	40,000	花苗、肥料、校内環境整備　等
輸送費補助	1,000,000	1,000,000	-	学校代表参加バス代、タクシー代　等
教育活動費補助	700,000	700,000	-	学習指導教材、作品応募送料 各種行事経費　等
謝礼関係	80,000	80,000	-	外部講師謝礼　等
予備費	2,239,502	1,736,778	-502,724	
合　計	4,609,502	4,146,778	-462,724	

但し，項目間の流用を認める。

令和7年4月26日　つくば市立吾妻中学校長 [redacted]

＜おねがい＞
令和6年度に、部活動の受益者負担の軽減のため、また、在籍中に補助を受けられるなど部活動の骨組みの維持のために部活動補助金の増額させていただきました。また、生徒の教育活動のよりよい充実を図るため、教育活動費を増額させていただきました。おかげさまで、令和6年度も生徒のよりよい教育活動の充実を図ることができました。令和7年度も生徒一人一人の声を聴き、よりよい教育活動及び教育環境の充実を目指していきたいと思います。ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

＜援助費について＞
教育をより充実させ、その目標の達成を図るためには、教育施設設備を十分に活用し、学習の効果を高め、生徒の諸活動を活性化し、多くの体験学習の中から体得させていくことが大切である。
そこで、援助費を計上し、教育の現場に相応しい環境づくりおよび生徒の教育活動の振興を図る。
1　目的
(1)吾妻中学校の教育の充実と振興を援助する。
(2)項目
・部活動の奨励援助　・環境緑化等の整備援助　・輸送費補助　・教育活動補助　・謝礼関係
2　集金について
(1)教育振興のための教育活動等援助費とし、PTA会費と別枠編制とする。
(2)生徒一人につき，月額400円とする。(令和6年度改正)
(3)諸経費と同時に納入する。

援助費について、ご賛同いただけない方やご質問がある方は、教頭までご連絡(029-852-7751)ください。

1/1

様式第４号（第６条関係）

証2

157

行政文書不開示決定通知書

７つくば吾中第79号
令和７年（2025年）９月９日

[redacted] 様

つくば市教育委員会教育長 [redacted]

令和７年（2025年）８月４日付けで開示請求のあった次の行政文書については、つくば市情報公開条例第９条第２項の規定により、次のとおり開示しないことに決定したので通知します。

行政文書の名称又は請求に係る行政文書の内容	援助費を会費とする団体の会の名称が分かるもの
開示をしない理由	□つくば市情報公開条例第５条第　号該当 □つくば市情報公開条例第８条該当 ☑文書不存在 （理由） 援助費を会費とする団体の会は存在していないため
担当課	つくば市立吾妻中学校　電話番号　029-852-7751

（審査請求に係る教示）
この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、つくば市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

（処分の取消しの訴えに係る教示）
この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、つくば市を被告として（訴訟においてつくば市を代表する者はつくば市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

1/1

25.9.22

証3 1/1

学び続ける力
感じる力
ふしとげる力

Attractive 吾妻

吾妻学園
つくば市立吾妻中学校
学校だより No.15 R6.12.9

つくば科学フェスティバル2024

今年度のつくば科学フェスティバルは11月9日（土）に行われ、パソコン科学部が学校の代表として参加をしました。当日は吾妻小の希望者と国土技術政策総合研究所の方とのコラボレーションで「ゲームとクイズで防災を学ぼう」というテーマでの出展となりました。たくさんの来客がありましたが、小さいお子さんも多く、その子たちと一緒に防災トランプをしたり、発泡スチロールでできたブロック建材を使ってのジェンガをして地震の時の塀の危険性を学ばせたりと、パソコン科学部の皆さんは大活躍でした。

アンサンブルコンテスト

吹奏楽部が11月17日（日）に行われた茨城県アンサンブルコンテスト県南地区大会へ出場をしました。吾妻中は美しく優しい音色での演奏をし、会場に来ていた観客が魅了されていました。

参加124校から代表18校が県大会への出場となりますが、8年生の[redacted]さん、[redacted]さん、[redacted]さん、7年の[redacted]さんの管楽四重奏が見事県大会出場を果たすことができました。（演奏曲：[redacted]作曲　スコティッシュ・ファンタジー―民俗的旋律による11の変奏曲）県大会でも仲間たちの思いを胸に、頑張ってほしいと思います。

つくば市プレゼンテーションコンテスト

今年度のつくば市プレゼンテーションコンテストにおいて、7年生の[redacted]さん、[redacted]さん、[redacted]さんが見事に教育長賞を獲得しました。3人はつくばスタイル科部門での受賞となりましたが、今回は5部門合わせて市内約4200の応募があり、その中から16作品が選ばれる、という狭き門での受賞となりました。受賞者は11月22日（金）につくばカピオにて発表を行い、「無理なく自然に循環を」というテーマで「規格外野菜をレトルトカレーにしては」という提案をしました。堂々とした、そして少しユーモアのある、すばらしいプレゼンテーションを披露してくれました。

これからの社会で活躍するため必要な力の1つとして、プレゼンテーション力は重要であると考えます。これからも「分かりやすく伝える発信力」や「相手が納得できる説明力」を育成していきたいと思います。

特別支援学校との交流

12月3日（火）に福祉委員が特別支援学校との交流活動を行いました。支援学校へ出向いての交流活動となりましたが、3グループに分かれてボッチャ、モルック、トーキング＆ミニゲームを行い、支援学校の生徒さんたちとの交流を深めることができました。

文部科学省では、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進をかかげています。その中でHPには「特別支援学校と幼・小・中・高等学校等との交流は、双方にとって、共生社会の形成に向けて、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有するとともに、多様性を尊重する心を育むことができる。」と記されています。今後も豊かな経験を通して、多様な人々と共に生活していく力を身に付けさせたいと思います。

生徒会役員選挙に向けて

今年度の生徒会役員選挙が、12月11日（水）に行われます。それに向けて、選挙活動がスタートしました。立候補者は選挙ポスターを制作・掲示したり、責任者と共に朝の選挙運動を行ったり、放送で事前演説を行ったりしています。また、選挙に向けて選挙管理委員会が立ち上げられ、委員長の9年[redacted]さんを中心に熱心に準備が進められています。

立候補者は吾妻中をより良い学校にしたい、という強い思いをもって立候補をしています。その思いを大切にし、より良い選挙となるよう支援していきたいと思います。

No.32

証4 1/2

担当者
[redacted]

校長	教頭	事務
[redacted]	[redacted]	[redacted]

物品購入伺

令和 6年 11月30日

会計費目	市費	生徒会費	援助費	学級費	教材費	PTA	その他（運営費）
			○				
用途	輸送費補助						
合計	3,100円						

品名	数量	単価	金額	支払先
プレコン参加生徒輸送			3,100	[redacted]

校長	教頭	事務
[redacted]	[redacted]	[redacted]

支出伺

令和 6年 12月16日

金 3,100円

上記のとおり支出してよろしいか。

※1 「銀行払戻票」と「業者納品書・請求書」と共に提出（裏面に添付）
※2 市費該当の際は，業者納品書・請求書を糊付けせず，クリップ止めで提出
※3 支払い後，「領収書」を添付（裏面に貼付）
※4 物品購入決定後，変更があった場合は朱書きで訂正し理由も記入

支払確認

支払日	R6年 12月 17日			
校長	教頭	事務	会計担当者	受領印
[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	

この写しは，情報公開により交付された物である。 つくば市

領収書添付

（領　収　書）

吾妻中学校　　様

金　額	¥3,100-

6 年12月17日 上記正に領収致しました
毎度ご乗車ありがとうございました

有限会社 [redacted]

〒[redacted] つくば市 [redacted]
TEL [redacted]

現　金
小切手　車番　　担当

証4 2/2

この写しは，情報公開により交付された物である。　つくば市

CyberMail　　つくば市 学び推進課 <edc020@city.tsukuba.lg.jp>

送信者: つくば市 学び推進課 <edc020@city.tsukuba.lg.jp>

受信者: [redacted]

日付: Thu, 10 Jul 2025 18:51:50

件名: Re: 【つくば市】ホームページからのお問い合わせ（6/5）へのご回答

証5
1/1

[redacted]様

回答が遅れまして、大変ご迷惑をおかけしました。
以下の内容につきまして、学び推進課からの回答をお送りいたします。
よろしくお願いいたします。

①6/19（木）のメールでのホタル池祭りでの不審者についてのご回答

吾妻小学校のホタル池まつりにつきまして、ご心配をおかけいたしました。
本件につきましては、吾妻小学校にも状況を確認いたしました。
[redacted]様が不審人物ではないかと疑われた人物は、小学校職員の可能性が高いことが分かりました。
お金が紛失した事実はなく、お金は持ち去られてはおりませんのでご安心ください。
吾妻学園に対しましては、この件につきまして、中学生の参加のしかた等について吾妻中学校側から丁寧な説明が必要であったこと、また、吾妻小学校においても、チラシやポスター、ホームページ等でイベントの趣旨や目的等について告知していたものの、吾妻学園内でのより綿密な連携が必要であったことを指導いたしました。

②6/25（水）のメールでの質問１，２，３へのご回答

【質問１】
合唱祭は学校行事ではありませんか？学校行事でないなら任意参加となり、授業で練習など全員参加させる事が出来ない行事のはずです。学校経費は公費で歳出しなければなりません。生徒が招聘した講師でもありません。学校運営にかかわる人件費は公費で歳出しなければなりませんが、何故生徒に合唱祭招聘者の弁当代や煎餅代や謝礼金の支払い義務があるのですか？生徒に支払い義務があるのは消耗教材費か所属する部活動にかかわる個人経費だけです。ご回答ください。

【回答１】
学校行事である合唱祭にかかる講師謝金につきましては、専門家による講義を受ける体験が生徒個人に還元されることから私費負担できるという考え方もあり得るものの、講義が学校行事として行われたことから公費負担することが適当な経費であると考えます。

【質問２】[redacted]つくば市長が援助費は受益者負担に基づく教育活動費と公式回答しています。援助費が任意の寄付金で間違いないなら、つくば市長が虚偽回答し寄付金強制徴収に加担したという事で間違いないですか？有印虚偽公文書作成罪および行使罪に問えるので、必ずご回答ください。

【回答２】
援助費につきましては、前回の学び推進課からの[redacted]様への回答メール文内で次のように回答いたしました。「吾妻中学校の援助費は、先述の自発的な寄付として扱うべきと考えられます。」
しかし、援助費につきましては、令和５年10月10日の市長からの回答のとおり、「学校教育活動上必要となる経費として、受益者負担の考えに基づいて児童生徒及び保護者から徴収する経費である学校徴収金の一部である。」との捉え方が正しい理解です。
大変申し訳ありませんでした。

この写しは，個人情報の自己開示により交付された物である。つくば市

No.36

1/3

担当者
[redacted]

証6

校長	教頭	事務
[redacted]	[redacted]	[redacted]

物　品　購　入　伺

令和　6年　　12月24日

会計費目	市　費	生徒会費	援助費	学級費	教材費	ＰＴＡ	その他（運営費）
			○				
用　　途	輸送費補助						

合　計　　**60,500 円**

品　　名	数量	単価	金額	支払先
つくば特別支援学校交流会（福祉委員会）			55,000	
消費税			5,500	

校長	教頭	事務
[redacted]	[redacted]	[redacted]

支　出　伺

令和　　6年　12月24日

金　　**60,500 円**

上記のとおり支出してよろしいか。

※1　「銀行払戻票」と「業者納品書・請求書」と共に提出（裏面に添付）
※2　市費該当の際は，業者納品書・請求書を糊付けせず，クリップ止めで提出
※3　支払い後，「領収書」を添付（裏面に貼付）
※4　物品購入決定後，変更があった場合は朱書きで訂正し理由も記入

支　払　確　認

支払日	6年　12月　27日			
校長	教頭	事務	会計担当者	受領印
[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	

この写しは，情報公開により交付された物である。　つくば市

領収書添付 ㉖ 2/3

No. _____

領収証

つくば市立吾妻中学校 様

金額 60,500 円

但 12/3 バス代として

令和 6年 12月 27日 上記正に領収いたしました

株式会社 [redacted]
茨城県つくば市
TEL: [redacted]
登録番号: [redacted]

(内訳)
税抜金額
消費税額 (%)

この写しは，情報公開により交付された物である。 つくば市

証6 3/3

請　求　書

つくば市立吾妻中学校　様

発行日 令和　年　月　日

下記のとおり、御請求申し上げます。

運行日　令和6年12月3日（火）

行き先　つくば特別支援学校

振込先 [redacted]

登録番号 [redacted]

[redacted] 60,500 円（税込）

一般貸切旅客自動車運送事業 [redacted]

〒[redacted]

茨城県つくば市[redacted]

株式会社 [redacted]

代表取締役 [redacted]

TEL: [redacted]

FAX: [redacted]

担当 [redacted]

[redacted]

大型バス	1	台	55,000	10%	55,000
			[redacted]		55,000
					5,500
					60,500

税率別内訳	金額	消費税額
10%対象	55,000	5,500

[redacted]

この写しは，情報公開により交付された文書である。　つくば市

特別支援教育について

インクルーシブ教育システム構築事業（11億6,658万円）

早期からの教育相談・支援体制構築事業

障害のある子供一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障する就学先を決定するため、早期からの教育相談・支援体制を構築する取組について実践研究を行い、その成果を普及する。

インクルーシブ教育システム構築モデル事業

インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を着実に推進していくため、各学校の設置者及び学校が、障害のある子供に対して、その状況に応じて提供する「合理的配慮」の実践事例を収集するとともに、交流及び共同学習の実施や、域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）を活用した取組の実践研究を行い、その成果を普及する。

特別支援学校機能強化モデル事業

特別支援学校に必要に応じて外部人材の配置・活用を行い、特別支援学校全体としての専門性を確保するとともに、各特別支援学校の役割分担を地域別や機能別に明確化し、特別支援学校のセンター的機能を一層強化する。また、視覚障害、聴覚障害、病弱（身体虚弱を含む。）等の一県当たりの設置している学校数が少ない特別支援学校について、広域による連携を推進する。

学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進事業

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を契機として、障害のある子供と障害のない子供が一緒に障害者スポーツ（夏季・冬季パラリンピックの種目など）を行う、障害者アスリートの体験談を聞くなどの障害者スポーツを通した交流及び共同学習を実施することにより、互いの個性や多様性を認め合える共生社会の形成に向けた取組につなげる。

新着情報等最近の動き

1.特別支援教育をめぐる制度改正

2.特別支援教育の現状

3.特別支援教育に関する学習指導要領等

4.障害に配慮した教育

5.発達障害について

6.学校における医療的ケア

7.特別支援教育就学奨励費

8.施設・設備の整備、その他の支援

9.卒業者の進路

10.実施事業

11.資料（データ、通知、答申、報告書等）

12.出版物の紹介（令和2年12月現在）

証 7

特別支援教育について

インクルーシブ教育システム構築モデル事業

1．趣旨

インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を着実に推進していくため、各学校の設置者及び学校が、障害のある子供に対して、その状況に応じて提供する「合理的配慮」の実践事例を収集するとともに、交流及び共同学習の実施や、域内の教育資源の組み合わせ（スクールクラスター）を活用した取組の実践研究を行い、その成果を普及する。

2．事業の内容及び実施方法

学校の状況や地域の実態等に応じて、次の事業内容を実施する。

- （1）平成27年度インクルーシブ教育システム構築モデルスクール
- （2）平成27年度インクルーシブ教育システム構築モデル地域（交流及び共同学習）
- （3）平成27年度インクルーシブ教育システム構築モデル地域（スクールクラスター）

3.委託先

（1）インクルーシブ教育システム構築モデルスクール

・都道府県・指定都市教育委員会
（都道府県教育委員会は、管内の市区町村教育委員会に本事業の一部を再委託することができる）
・市区町村教育委員会
・附属幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校を設置する国立大学法人
・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校を設置する学校法人等

新着情報等最近の動き

1.特別支援教育をめぐる制度改正

2.特別支援教育の現状

3.特別支援教育に関する学習指導要領等

4.障害に配慮した教育

5.発達障害について

6.学校における医療的ケア

7.特別支援教育就学奨励費

8.施設・設備の整備、その他の支援

9.卒業者の進路

10.実施事業

11.資料（データ、通知、答申、報告書等）

12.出版物の紹介（令和2年12月現在）

証7

（2）インクルーシブ教育システム構築モデル地域
（交流及び共同学習）

・都道府県・指定都市教育委員会
（都道府県教育委員会は、管内の市区町村教育委員会に本事業の一部を再委託することができる）
・市区町村教育委員会
・附属学校を設置する国立大学法人
・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校を設置する学校法人等

（3）インクルーシブ教育システム構築モデル地域
（スクールクラスター）

・都道府県・指定都市教育委員会
（都道府県教育委員会は、管内の市区町村教育委員会に本事業の一部を再委託することができる）
・市区町村教育委員会
・附属学校を設置する国立大学法人
・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校を設置する学校法人等

4．委託期間

本事業の委託期間は、原則として委託を受けた日から当該年度の3月末日までとする。

- インクルーシブ教育システム構築モデル事業の概要図　（PDF:326KB）
- インクルーシブ教育システム構築モデル事業　実施機関一覧　（PDF:87KB）
- インクルーシブ教育システム構築モデル事業　成果報告書（概要）

お問合せ先

初等中等教育局特別支援教育課

Get Adobe Acrobat Reader

PDF形式のファイルを御覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、まずダウンロードして、インストールしてください。

誤7

3/3

スマートフォン版を表示

更新日：2025年09月12日
ページID： 25151

補助金の概要

部活動や地域クラブ活動の成果として、つくば市立小中義務教育学校に在籍する児童生徒が全国大会や関東大会に出場する際の遠征に要する費用を支援します。

補助対象者

補助対象大会に出場するつくば市立小中義務教育学校に在籍する児童生徒
（当該大会の開催要項等の規定に基づいて出場登録がされたものに限る。）

補助対象大会

以下の大会及びこれらに類するものとして市長が認める大会とする。
ただし、当該大会に出場するための地方大会その他予選会が開催されないものを除く。

1. 公益財団法人日本中学校体育連盟が主催する全国中学校体育大会
2. 関東中学校体育連盟が主催する関東中学校体育大会
3. 日本オリンピック委員会が後援するJOCジュニアオリンピックカップ
4. 一般社団法人全日本吹奏楽連盟が主催する全日本吹奏楽コンクール
5. 東関東吹奏楽連盟が主催又は共催する東関東吹奏楽コンクール及び東日本学校吹奏楽大会
6. 一般社団法人全日本合唱連盟が主催する全日本合唱コンクール
7. 一般社団法人全日本合唱連盟関東支部が主催する関東合唱コンクール
8. 日本放送協会が主催するNHK全国学校音楽コンクール関東甲信越大会及び全国大会
9. 全日本中学校技術・家庭科研究会が主催する創造アイデアロボットコンテスト
10. 関東甲信越地区中学校技術・家庭科研究会が主催する創造アイデアロボットコンテスト

補助対象経費

補助対象者が補助対象大会に出場する際の遠征に要する経費のうち、以下の経費とする。
（1）交通費　（2）宿泊費　（3）器材運搬費

補助金の交付額

補助対象経費のうち、以下に定める額の合計額から大会の主催者又は他の団体から交付を受けた補助金、助成金等の額を差し引いた額とする。

交付額＝以下に定める額（交通費、宿泊費、器材運搬費）の合計額－大会の主催者又は他の団体から交付を受けた補助金、助成金等の額

【全体の限度額：1件当たり200 万円】

(1)交通費	往路（補助対象大会の開催地に出発する際の集合場所から開催会場又は宿泊場所までの経路）及び帰路（補助対象大会の開催会場又は宿泊場所から解散場所までの経路）の交通費（公共交通機関に係る運賃、高速道路に係る使用料及びバスその他車両の賃借料に限る。）の実費相当額。 ※開催会場と宿泊場所との間を移動する場合の経路を除く。 **【限度額：経済的かつ合理的な経路及び交通手段で移動した場合における交通費として市長が算定する額】**

(2)宿泊費	補助対象大会に出場するために宿泊を要する場合の宿泊費（朝夕の食事代を含む。）の実費相当額。 【限度額：1人1泊当たり10,000 円】
(3)器材運搬費	補助対象大会に出場するために器材を運搬する場合の実費相当額。 【限度額：50 万円】

補助金の交付を受けることができる者

補助対象者の保護者

証8

2/3

申請等の委任

補助金の交付を受けようとする補助対象者の保護者は、補助金交付の申請、請求、受領その他の補助金の交付の手続に係る一切の権限を当該児童生徒が在籍する学校又は地域クラブ活動の運営団体の代表者に委任するものとする。

申請の流れ

【保護者の方向け】申請の流れ

1. 以下の書類を学校または地域クラブに提出してください。
   - ○ 委任状（様式第2号）
   - ○ 補助対象大会の開催要項等の写し
   - ○ 出場登録児童生徒の名簿の写し
   - ○ 補助対象経費の領収書の写し
   - ○ （大会の主催者又は他の団体から交付を受けた補助金等がある場合）交付決定通知書等の金額等がわかる書類の写し

   ※申請の際には、領収書等の写しが必要となります。大会期間中の領収書等は必ず保管してください。紛失した場合、その分の経費を計算に含めることができませんのでご注意ください。

   ※領収書の発行方法については、必要に応じて各交通機関や宿泊施設にお問い合わせください。
2. 補助金受領後、学校または地域クラブから保護者（委任者）に補助金が分配されます。（申請から交付まで2、3か月程度かかります。）

【地域クラブ・学校向け】申請の流れ

1. 「つくば市立小中義務教育学校全国大会等出場遠征費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）」を教育総務課まで提出。

提出方法	郵送または持参 場所：つくば市役所本庁舎4階 教育総務課
提出期限	大会終了日または県中体連等の補助金の交付決定日から起算して20 日以内かつ補助対象大会の開催日の属する年度の3月31 日まで
添付書類	以下の書類を申請書兼請求書と一緒に提出してください。 ○ 保護者からの委任状（様式第2号） ○ 補助対象大会の開催要項等の写し ○ 出場登録児童生徒の名簿の写し ○ 補助対象経費の領収書の写し ○ （大会の主催者又は他の団体から交付を受けた補助金等がある場合）交付決定通知書等の金額等がわかる書類の写し ○ その他市長が必要と認める書類

2. 申請の内容に不備がなければ、教育総務課より「つくば市立小中義務教育学校全国大会等出場遠征費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）」をお送りします。また、申請時に指定された口座に交付額を振込みます。（振込まで申請から2か月程度かかりま

す）

3. 補助金受領後、保護者（委任者）に配分するとともに、遠征に要した費用に係る収支決算書を作成し、保護者（委任者）に報告を行う等適切な措置を講じてください。

よくある質問

申請者について

Q 申請できる人は誰ですか？
A 保護者から委任を受けた学校又は地域クラブ活動の運営団体の代表者です。

経費について

Q ガソリン代や駐車料は、交通費に含まれますか？
A 含まれません。対象となる費用は、公共交通機関に係る運賃、高速道路に係る使用料及びバスその他車両の賃借料です。

Q 開催会場と宿泊場所を移動する費用は、交通費に含まれますか？
A 含まれません。対象となる費用は、往路（補助対象大会の開催地に出発する際の集合場所から開催会場又は宿泊場所までの経路）及び帰路（補助対象大会の開催会場又は宿泊場所から解散場所までの経路）の交通費のみです。

申請期間について

Q 申請期限はいつまでですか？
A 大会終了日または県中体連等の補助金の交付決定日から起算して20 日以内かつ補助対象大会の開催日の属する年度の3月31 日までです。申請期間を過ぎた申請はお受けできませんので、ご注意ください。

資料（様式、要綱等）

様式第1号（つくば市立小中義務教育学校全国大会等出場遠征費補助金交付申請書兼請求書）※学校または地域クラブの方が記入してください（Excelファイル：22.9KB）

様式第2号（委任状）※保護者の方が記入してください（Excelファイル：11.4KB）

様式第2号（委任状）記載例（PDFファイル：68.3KB）

つくば市立小中義務教育学校全国大会等出場遠征費補助金交付要綱（PDFファイル：934.6KB）

教育局　教育総務課
〒305-8555　つくば市研究学園一丁目1番地1
電話：029-883-1111(代表)　ファクス：029-868-7608
お問い合わせは専用フォームをご利用ください。

PDFファイルを閲覧するには「Adobe Reader（Acrobat Reader）」が必要です。お持ちでない方は、左記の「Adobe Reader（Acrobat Reader）」ダウンロードボタンをクリックして、ソフトウェアをダウンロードし、インストールしてください。

令和7年学校諸会計通り
(7学年)

令和　7年　4月　25日

第7年生保護者様

つくば市立吾妻中学校長 [redacted]

令和7年度学校諸会計の口座振替について

学校諸会計集金に関して、日頃よりご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。
さて、今年度の学校諸会計の納入について下記のようにいたしますのでご連絡申し上げます。
また給食費に関しましては、学校での徴収は行いません。給食費に関してのお問い合わせや口座変更につきましては、つくば市役所の健康教育課へ連絡をお願いいたします。

記

7年生(PTA会員)　　　　　(円)

振替日	PTA会費	教材費	学級費	援助費	生徒会費	スポーツ振興センター掛金	銀行手数料	合計
5月20日	0	19,470	0	0	0	460	55	19,985
6月20日	4,200	0	1,800	4,800	2,400	0	55	13,255
合計	4,200	19,470	1,800	4,800	2,400	460	110	33,240

7年生(PTA非会員及びPTA会員に兄姉のいる生徒)

振替日	PTA会費	教材費	学級費	援助費	生徒会費	スポーツ振興センター掛金	銀行手数料	合計
5月20日	0	19,470	0	0	0	460	55	19,985
6月20日	0	0	1,800	4,800	2,400	0	55	9,055
合計	0	19,470	1,800	4,800	2,400	460	110	29,040

※振替日までに振替ができなかった場合、学校代表口座へ振込で納入していただくことになります。

※振替1件にて55円の銀行手数料がかかります。

証9

全員

1/4

この写しは、情報公開により交付された物である。つくば市

(8学年)

令和 7年 4月 25日

第8年生保護者様

つくば市立吾妻中学校長 [redacted]

令和7年度学校諸会計の口座振替について

学校諸会計集金に関して、日頃よりご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、今年度の学校諸会計の納入について下記のようにいたしますのでご連絡申し上げます。

また給食費に関しましては、学校での徴収は行いません。給食費に関してのお問い合わせや口座変更につきましては、つくば市役所の健康教育課へ連絡をお願いいたします。

記

8年生(PTA会員)　　(円)

振替日	PTA会費	教材費	学級費	援助費	生徒会費	スポーツ振興センター掛金	銀行手数料	合計
5月20日	0	16,682	0	0	0	460	55	17,197
6月20日	4,200	0	1,800	4,800	2,400	0	55	13,255
合計	4,200	16,682	1,800	4,800	2,400	460	110	30,452

8年生(PTA非会員及びPTA会員に兄姉のいる生徒)

振替日	PTA会費	教材費	学級費	援助費	生徒会費	スポーツ振興センター掛金	銀行手数料	合計
5月20日	0	16,682	0	0	0	460	55	17,197
6月20日	0	0	1,800	4,800	2,400	0	55	9,055
合計	0	16,682	1,800	4,800	2,400	460	110	26,252

※振替日までに振替ができなかった場合、学校代表口座へ振込で納入していただくことになります。

※振替1件にて55円の銀行手数料がかかります。

2/4

この写しは、情報公開により交付されたものである。 つくば市

(9学)

令和 7年 4月 25日

第9年生保護者様

つくば市立吾妻中学校長 [redacted]

令和7年度学校諸会計の口座振替について

学校諸会計集金に関して、日頃よりご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、今年度の学校諸会計の納入について下記のようにいたしますのでご連絡申し上げます。

また給食費に関しましては、学校での徴収は行いません。給食費に関してのお問い合わせや口座変更につきましては、つくば市役所の健康教育課へ連絡をお願いいたします。

記

9年生(PTA会員)　　(円)

振替日	PTA会費	教材費	学級費	援助費	生徒会費	スポーツ振興センター掛金	卒業対策費	銀行手数料	合計
5月20日	0	21,557	0	0	0	460	0	55	22,072
6月20日	4,200	0	1,800	4,800	2,400	0	0	55	13,255
7月18日	0	0	0	0	0	0	8,000	55	8,055
合計	4,200	21,557	1,800	4,800	2,400	460	8,000	165	43,382

9年生(PTA非会員及びPTA会員に兄姉のいる生徒)

振替日	PTA会費	教材費	学級費	援助費	生徒会費	スポーツ振興センター掛金	卒業対策費	銀行手数料	合計
5月20日	0	21,557	0	0	0	460	0	55	22,072
6月20日	0	0	1,800	4,800	2,400	0	0	55	9,055
7月18日	0	0	0	0	0	0	8,000	55	8,055
合計	0	21,557	1,800	4,800	2,400	460	8,000	165	39,182

※振替日までに振替ができなかった場合、学校代表口座へ振込で納入していただくことになります。

※振替1件にて55円の銀行手数料がかかります。

誌9

3/4

この写しは，情報公開により交付された物である。 つくば市

R6援助費決算

令和6年度　つくば市立吾妻中学校援助費　決算報告

1　収入の部

項　目	本年度予算額	本年度決算額	増　減	付　記
会　費	1,315,200	1,301,200	-14,000	400円×のべ3,253名分
銀行利息	10	0	-10	
繰越金	3,224,292	3,224,292	-	前年度繰越金
補助金	70,000	70,000	-	PTAより、校庭草刈り費（シルバー人材）補助
雑収入	0	0	-	振込手数料残金分
合　計	4,609,502	4,595,492	-14,010	

2　支出の部

項　目	本年度予算額	本年度決算額	差　額	付　記
部活動補助金	450,000	595,052	△ 145,052	ユニフォーム、横断幕　等
環境緑化補助	140,000	149,950	△ 9,950	校内環境整備、鉢花、花の種等
輸送費補助	1,000,000	786,250	213,750	学校代表参加バス代　等
教育活動費補助	700,000	312,662	387,338	学習指導教材、各種行事経費等
謝礼関係	80,000	70,000	10,000	外部講師謝礼　等
予備費	2,239,502	12,800	2,226,702	生徒還金分
合　計	4,609,502	1,926,714	2,682,788	

3　収支決算の部　4,595,492－1,926,714＝2,668,778
残金2,668,778円は、次年度に繰り越します。

令和7年3月24日　つくば市立吾妻中学校長 [redacted]

監査の結果、正確に処理されていることを認めます。
令和7年3月29日　PTA会計監査 [redacted]

証9

この写しは，情報公開により交付された物である。　つくば市

4/4